

条例改正

国民健康保険税改定

平均

16.5%引き下げに

国民健康保険における財政責任主体が都道府県になることに伴い、被保険者の負担軽減を目的に国民健康保険税率を改定する条例改正が提出されました。

《全員賛成で可決》



月曜はつらつ教室で健康づくり

国民健康保険税の算出方法(現行と改定)

	医療費分		後期高齢者支援分		介護納付金分	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定
所得割 (前年度の所得に応じて計算)	7.1%	→ 6.52%	2.6%	→ 2.26%	1.8%	→ 1.92%
資産割 (前年度の固定資産税率に応じて計算)	20.0%	→ なし	/		/	
均等割 (加入者1人につき)	29,500円	→ 26,000円	9,500円	→ 9,000円	10,500円	→ 10,000円
平等割 (1世帯につき)	29,000円	→ 19,000円	10,000円	→ 7,000円	7,000円	→ 5,000円

例③

40代夫婦
子ども2人
500万円
346万円
5万円
-67,100円

例④

50代夫婦
子ども3人
700万円
510万円
15万円
-99,000円

例⑤

65歳以上
単身
年金120万円
0円
なし
-5,000円
均等割・平等割7割軽減対象世帯

例⑥

65歳以上
夫婦
年金300万円
180万円
10万円
-54,500円



税金や使用料等は期限内に

債権管理条例が

新しくできました

村の債権管理に関し必要な事項を定めることにより村の債権管理の適正化を図ることを目的とした条例制定案が提出されました。

《全員賛成で可決》

債権管理とは？

公債権（村税・国保税・介護保険料等）と私債権（水道使用料・学校給食費・住宅使用料等）の分類に応じた取り扱いを明確にし、徴収手続や徴収不能な債権の処理基準等に関する事項を定めたものです。

何がかわる？

この条例により、収入未済金対策など全庁で統一した債権管理ができるようになります。

特別職の報酬や

職名が変わりました

特別職の職員で非常勤のものものの職名及び報酬の改正案が提出されました。

《全員賛成で可決》

旧

国民健康保険
運営協議会委員
月額 9,800円

新

国民健康保険事業の
運営に関する協議会委員
月額 9,800円

宅地開発審議会委員
月額 7,000円

宅地開発委員会委員
年額 16,000円

空家等対策協議会委員
月額 7,000円

改定後の影響の例

※低所得者層負担軽減として均等割・平等割を所得に応じて軽減するもの。

	例①	例②
世代	20代	30代
家族構成	単身	夫婦 子ども1人
給与収入	140万円	300万円
所得	75万円	192万円
固定資産税	なし	なし
年間の減額	-17,600円	-39,600円
	均等割・平等割2割軽減対象世帯	